

し給付が行われている。

(-) 長期給付に要する費用

長期給付に要する費用は、組合員が負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金のほか、将来の年金給付に充てるための原資として積み立てた責任準備金から生じる受取利息等を財源としている。

本年度の掛金は、前年同様の千分の五十二となっている。また、このほか法施行日（昭和三十七年十二月一日）前の恩給法等の適用期間にかかる地方公共団体が負担する追加費用からなっている。

(c) 昭和五十七年度の給付状況

昭和五十七年度に本部において支給した当支部関係の年金の給付状況は、表13のとおりであり、年金受給者は八千百五十七人、給付総額で百六十二億円の増となっており、退職者の增加による要因は、退職者の增加に伴う年金受給者の増加と、各年実施されている年金額の増額改定措置によるところが大きい。

(iii) 年金給付の改善状況

昭和五十七年度に実施された主な改正事項は次のとおりであるが、本年度の増となっていている。

表13 昭和57年度退職年金支給状況

種 別	人 員	支 給 額		1人当たり平均支給額	
		金 額	前年対比	金 額	前年対比
退 職 年 金	人 6,709	千円 14,621,085	% 116.3	円 2,179,324	% 106.6
減額退職年金	150	196,307	128.6	1,308,713	111.4
障 害 年 金	110	208,580	121.3	1,896,182	107.0
遺 族 年 金	1,188	1,243,655	115.6	1,046,848	106.2
計	8,157	16,269,627	116.4	1,994,560	106.6

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が公布

昭和五十八年五月三十日法律第五十九号でもって地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律が公布されました。

改正概要は次のとおりです。

一 地方公務員共済組合連合会の設立

地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るために、新たにすべての地方公務員共済組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会が設けられた。

なお、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合は、連合会から除外されることとされたこと。

三 共済年金制度改革の動向

高齢化社会の到来と経済の低成長時代を迎えるに伴い、社会保障の一環をなす公的年金について、そのあり方が論議され、共済年金等に関する幾つかの意見が現れている。

・共済年金制度問題研究会の意見書
・社会保障長期展望懇談会による提言
・臨時行政調査会の基本答申

これらの中でそれぞれ共済年金に触れており、臨調は、社会保障の部分で年金制度の一元化の方向を示し、段階的な統合に関連して、当面財政的な危機を迎える配慮として国鉄共済年金方公務員等共済組合法の長期給付

に該当するものについてはその者の申出により、退職後も引き続き地と類似している制度との統合意見を示

ととされたこと。

（2）定年等による退職した者

ち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で、定年等による退職前の組合員期間のうち、四十歳以上の組合員期間が、十五年以上であること等一定の要件に該当するもの又は、その遺族等による退職前の組合員期間のうち、四十歳以上の組合員期間が、十五年以上であること等一定の要件に該当するもの又は、その遺族等に対する特例退職年金等を支給することとしたこと。

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行することとされたこと。
ただし、二については、昭和六十一年三月三十一日から施行することとされたこと。

二 定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等について

(1) 地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職した者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間が、十年以上あること等一定の要件に該当するものについてはその者の

申出により、退職後も引き続き地

方公務員等共済組合法の長期給付